

主婦年金問題の再発防止策

平成25年6月に成立した「主婦年金問題(1号切り替えもれ)」を解決するための法律により、平成26年12月から再発防止策が始まります。



答える人 先生 社会保険労務士
聞く人 由紀 専業主婦46歳

妻の第1号被保険者への切り替え手続きがもれる事例

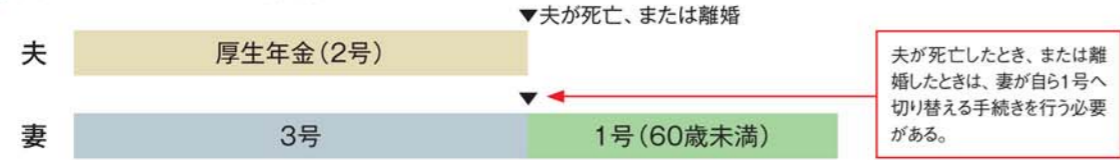
① 夫が退職したとき(夫が次の会社へ転職するまでの期間)



② 妻の収入が基準額(年収見込額130万円)以上に増加し、夫の扶養から外れたとき



③ 夫が死亡したとき、離婚したとき



第1号被保険者へ切り替えた期間は保険料の納付義務があります

① 国民年金第1号被保険者の保険料は月額15,250円です(平成26年度)。

- 保険料の支払い方は、自ら選択することができます。
- ◆口座振替 ※まとめて払いのほか、毎月支払う場合でも早割(当月末に口座振替)による割引があります。
 - ◆クレジットカード納付
 - ◆納付書を金融機関、郵便局、コンビニ等へ持参して納付
 - ◆電子納付(インターネットバンキング、モバイルバンキング等)

② 経済的に保険料の納付が難しい場合

保険料の免除等の申請が可能です。ご相談は、年金事務所等へ。

MEMO 3号から1号への切り替えもれ問い合わせ先

年金手帳など基礎年金番号がわかるものを用意して最寄りの年金事務所または「国民年金保険料専用ダイヤル」へ

国民年金保険料専用ダイヤル
0570-011-050

- 月曜 8:30~19:00
- 火~金曜 8:30~17:15
- 第2土曜 9:30~16:00

●月曜が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで受付
●祝日(第2土曜を除く)、12/29~1/3は利用不可

横山 玲子
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayokor

「3号から1号への切り替えもれ」知っておきたいポイント

① どんときに切り替え手続きが必要か

国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者へ切り替え手続きが必要な場合は、夫の健康保険の扶養から外れたとき(詳しくは左ページ参照)。

② 1号への切り替え手続きは本人が行う

夫の健康保険の扶養から外れる手続きを行うのは夫が勤める会社。1号への切り替え手続きは、妻本人が市区町村の国民年金課で行う。

③ 切り替え手続きが遅れると……

期間不足で無年金(老齢年金だけでなく、万が一の障害・遺族年金をもらえない)になったり、老齢年金が減額になったりすることがある。

由紀 昨年、主婦年金の問題を解決する法律ができた、という話を聞きました。その後はどうなっているのでしょうか。

先生 夫の健康保険の扶養から外れたときに、「国民年金の1号へ切り替え手続きがもれていても、3号のままにして保険料を払ったことにするのは不公平」という問題のことですね。

由紀 たしか法律改正で、切り替え手続きがもれていた期間の年金記録は、1号へ訂正されるんじゃないかな。でも、今後の手続きもれはどうやって防ぐのでしょうか？

先生 本人が行うべき3号から1号への切り替え手続きを知らないことが、

手続きもれの原因の一つなので、今年の12月から手続きもれの対象者へ手続きを勧奨する仕組みが始まります。

由紀 切り替え手続きを忘れていても、お知らせが届けば気づきますね。具体的には、どんな仕組みなのか？

先生 今までは夫の健康保険の扶養から外れる手続きがあっても、3号でなくなった手続きがなかったのです。今後は、夫の会社が行う3号でなくなつたことの届け出により、日本年金機構が1号への切り替えもれを把握できるので、対象者に手続きの勧奨が可能になります。

※妻と夫は逆のケースもあります。たとえば、妻が厚生年金加入中に失業中の夫を扶養するケースなど。